表１　蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外の		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）１　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ7617―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはＪＩＳ　Ｃ7617―２の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ7618―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ7618―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

２　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２　ＬＥＤ照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm／W以上
昼白色	
白　色	60lm／W以上
温白色	
電球色	

備考）１　「光源色」は、ＪＩＳ　Ｚ9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

２　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「ＬＥＤ照明器具」に含まれないものとする。

⑵　目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―２　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は32.5（±1.5）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均10㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ＬＥＤランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ．定格寿命は30,000時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 ウ．定格寿命は6,000時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率がランプ効率で50lm／W以上であること。 イ．定格寿命は6,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

２　「平均演色評価数Ra」は、ＪＩＳ　Ｚ8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。

３　本項の「ＬＥＤランプ」とは、一般照明として使用する白色ＬＥＤ使用の電球形状のランプとする。